



平成 27 年 8 月 6 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ ナ リ ス  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 村 上 憲 郎  
(コード番号：6079 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 コーポレートコミュニケーショ  
ン室長 白 土 朋 之  
(TEL. 03-5284-8326)

### 前代表取締役社長及び前取締役会長との合意について

当社は、平成 27 年 8 月 6 日開催の取締役会において、当社の前代表取締役社長である池田元英氏（以下、「池田氏」）及び当社の前取締役会長久保好孝氏（以下、「久保氏」）との間で、それぞれ下記のとおり合意（以下、「本合意」）することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本合意に至る経緯

平成 27 年 1 月 28 日付「特設注意市場銘柄の指定および上場契約違約金の徴求についてのお知らせ」において公表いたしましたとおり、当社は、当社における不適切な会計処理（以下、「本件」）を契機として、東京証券取引所より当社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められたことから、特設注意市場銘柄に指定されております。当社は、かかる状況に至るまでに本件により当社が負担した費用（本件により将来負担することが予想される費用も含みます。）について、池田氏及び久保氏に対して、その補填を求めてまいりましたが、今般、合意に至ったものであります。

また、平成 26 年 12 月 19 日付「第三者委員会からの追加報告書の受領及び再発防止策に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、当社は、第三者調査委員会から、池田氏の大株主としての影響力を低減させるため、池田氏及び同氏の同族が所有する当社の株式（以下、「本株式」）の持分比率を低減させることを検討すべきとの提言を受けておりました。当社は、かかる第三者調査委員会の提言を真摯に受け止め、池田氏に対し本株式の持株比率を低減させることを求めてまいりましたが、今般、ご理解を頂きました。

#### 2. 本合意の要旨

##### (1) 損失補填に関する合意

- ① 平成 26 年 11 月 20 日付で設置した第三者調査委員会による調査にかかる費用相当額 4,860 万円を池田氏及び久保氏が補填する。
- ② 当社が平成 27 年 1 月 28 日付で東京証券取引所より有価証券上場規程第 509 条第 1 項第 3 号に基づいて徴求を受けた上場違約金相当額 2,400 万円を池田氏及び久保氏が補填する。

- ③ 当社が過年度の有価証券報告書等を修正したことにより、金融商品取引法第 185 条の 7 に基づいて金融庁より課徴金を課せられた場合、課徴金相当額を池田氏及び久保氏が補填する。

## (2) 当社株式に関する合意

- ① 本株式を当社の議決権総数に対する本株式の議決権割合が合計 10%未満となるまで持株比率を低減させる。

持株比率の低減方法及び実施時期につきましては、決定次第速やかに適時開示いたします。

- ② 池田氏及び同氏の同族が平成 27 年 12 月末日までに 2. (2) ①記載の持株比率の低減を実現することができない場合には、同日以降、実現するまでの間に開催される当社の株主総会（定時株主総会のみならず、臨時株主総会も含む。）における本株式にかかる議決権行使について、当社の指名する第三者に対し撤回不能のものとして一任する。

持株比率の低減にかかる議決権行使の委任方法及び委任時期につきましては、決定次第速やかに適時開示いたします。

## 3. 今後の見通し

2. (1) 記載の支払につきましては、入金時に特別利益として計上する予定です。今後、更に本件に起因して当社に損失が発生した場合において、当社と池田氏及び久保氏との間でかかる損失に関する補填合意に至った場合は、速やかに開示いたします。また、2. (2) 記載の持株比率の低減に関して、当社の今後の成長や経営基盤の安定化のため、適切な第三者が取得する方法を池田氏に求めてまいる所存です。

以上